

「道の駅」的休憩施設開設準備支援業務事業者候補選定プロポーザル募集要項

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、「道の駅」的休憩施設開設準備支援業務について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める審査項目によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものである。

2 実施概要

- (1) 委託業務名 「道の駅」的休憩施設開設準備支援業務
- (2) 履行期間 契約日から令和4年3月30日（水）まで
- (3) 委託内容 別紙「道の駅」的休憩施設開設準備支援業務企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 見積限度額

限度総額 10,000,000円（税込）

令和2年度 5,000,000円（税込）

令和3年度 5,000,000円（税込）

※業務に対する支払いは仕様書の「5. 委託業務の内容」に定める各年度の委託内容の報告に基づいて、各年度に行う。

4 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 令和2年7月9日（木）正午まで
- (2) 質問の回答 令和2年7月13日（月）
- (3) 参加申込受付期間 令和2年7月14日（火）から
令和2年7月20日（月）まで
- (4) 提案書受付期間 令和2年7月20日（月）まで
- (5) 結果通知予定日 令和2年8月3日（月）

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとし、町がその資格を認めた者とする。

- (1) 町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町告示第33号）による指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去5年間（平成27年度～令和元年度）において、本件業務と同種又は類似の業務（地方公共団体の整備する道の駅の基本構想・基本設計業務等）を行った実績があること。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）
- (2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町役場 地域創生推進室
- (3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。
※郵送する場合は事前に連絡するとともに、参加申込書受付表を返送するための返信用封筒及び84円切手を同封すること。
- (4) 提出期限 令和2年7月14日（火）～令和2年7月20日（月）

7 提出を求める提案書の内容

- (1) 委託業務全体のプランニング（基本的な考え方や特に強調したい発案性、独自性等を記述してください。）
- (2) 本件業務に係るスケジュール
- (3) 過去5年間における本件業務と同種又は類似の業務実績（業務受託年度、発注機関、業務名、業務の概要を記載したもの。）
- (4) 本件業務を受託した場合の体制
- (5) 見積書（年度別費用及びコンサルティング業務の明細を示したもの）
※提出資料は、原則としてA4判体裁（A3判横使い可）。提案書表紙（様式2）を添付の上ご提出ください。内容について、表現方法は特に問いませんが、要件を簡潔にまとめてください。提出資料はコピー可とし、原本の提出は不要です。（ただし、見積書のみ押印の上、原本を提出してください。）

8 提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和2年7月20日（月）午後5時必着とする。
- (2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町役場地域創生推進室（担当 仲久保）
- (3) 提出方法 提出場所に郵送すること。（郵送方法は、配達記録が残る方法とすること。）
- (4) 提出部数 7部（ただし、提案書表紙及び見積書は1部）
- (5) その他 ①膨大な資料が提出された場合には、審査に際し、貴社に断りなく妥当な量に削減することがあります。

- ②審査は提案業者名を明示せずに行うため、提案書表紙以外には提案業者名及び提案業者を特定することができる内容は記述しないでください。
- ③提出いただいた資料は返還しません。

9 選定方法等

- (1) 提案事業者によるプレゼンテーションは行わず、提出された提案書に基づき、本町職員等で構成する審査委員会が審査の上、優先交渉事業者を選定する。なお、審査委員及び選定経過については、公表しない。
- (2) 審査委員は提出された書類に基づいて審査を行うこととし、提案事業者によるプレゼンテーションは行わない。
- (3) 選定結果は、決定後速やかに全ての提案事業者に通知するが、異議の申し立ては認めないものとする。
- (4) 審査委員会においては、各審査委員の下表の評価項目及び配点による評価を合計した点数を比較し、最も高い提案書の提出者を優先交渉事業者として選定する。

評 価 項 目	配 点
全国で取り組まれている多くの類似事例の十分な分析を踏まえ、井手町の特性や課題を的確に把握した井手町にふさわしい具体的な提案となっているか。	30点
「道の駅」を運営する主体の検証が十分になされた適切な提案となっているか。	20点
「道の駅」及びその周辺の将来像が検討された実現性のある提案となっているか。	20点
検討会、視察研修等の内容及び方法について、事業目的の達成のために効果的かつ具体的な提案となっているか。	20点
見積価格がどの程度か。	10点

※最高点の者が複数の場合は、見積価格が最も安価なものを優先交渉事業者とする。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価なものを優先交渉事業者として選定する。

※評価の結果が最低基準（満点の70%）を満たさない場合は、優先交渉事業者としない。なお、提案者が1者の場合も評価を実施する。

10 契約の締結

選定した優先交渉事業者と町とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。契約における仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、優先交渉事業者と町との協議により必要に応じて内容を変更したうえで予定価格の範囲内で契約を締結す

るため、契約額は見積額と同じになるとは限らない。なお、選定した優先交渉事業者と町との間で行う仕様の詳細事項について、協議が整わなかった場合は、評価結果において次に高い提案者（最低基準を満たしたものに限り）と協議を行うこととする。

1 1 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。